

2021年1月号版

Information 情報ボックス

養老町役場
TEL 32-1100(代) FAX 32-2686

●参加費が記載されていない事業は無料です。

掲載している情報は、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定が変更となる場合があります。

募集

公立こども園会計年度任用職員

- ①保育教諭(クラス担任)
 - 報酬 月給190,400円
 - 勤務内容 保育業務
 - その他 保育士資格・幼稚園教諭資格必須
- ②こども園支援員
 - 報酬 時給1,002円〜1,308円
 - 勤務内容 特別な支援を必要とする園児のサポート・事務作業等
 - その他 保育資格により時給が異なります。看護師・准看護師・保育士・幼稚園教諭
- ③指導員
 - 報酬 時給925円
 - 勤務内容 延長保育業務(14時

30分〜18時30分)

■その他 子育て支援研修(地域型保育)修了者

《共通事項》

■対象 健康な人(年齢不問)

■勤務地 町内公立こども園

■勤務時間 月々金曜日(基本、給食実施日)園により早番・遅番、土曜日出勤あり

※時間については応相談

■雇用期間 採用時3月末まで

■手当 一定の要件を満たす場合、通勤手当、期末手当(年2回)あり

■保険 原則、健康保険・労働保険等加入

■必要書類など 履歴書(市販のものに写真貼付)・印鑑・免許状・資格証等の写し

■申込期限 1月22日(金)

■問申 子ども課 ☎32-5078

小中学校会計年度任用職員

- ①給食調理員
 - 報酬 時給889円(免許あり時給904円)
 - 勤務内容 給食調理および食器洗浄業務等
 - その他 月10日程度の欠員対応の調理補助員も募集中
- ②留守家庭児童教室指導員
 - 報酬 時給897円(資格あり時給925円)
 - 勤務内容 放課後保護に欠ける家庭にかわり、遊びを通じて自主性・創造性を育てる児童のサ

ポート(平日:14時30分〜18時45分、土曜日・夏期休業日など:7時45分〜18時45分)

《共通事項》

■対象 健康な人(年齢不問)

■募集人数 若干名

■勤務地 町内小・中学校

■勤務時間 月々金曜日(基本、給食実施日)※時間は学校により応相談

■雇用期間 採用時3月末まで

■手当 一定の要件を満たす場合、通勤手当、期末手当(年2回)あり

■必要書類など 履歴書(市販のものに写真貼付)・印鑑・資格証の写し(調理師免許・放課後児童支援員認定資格)

■申込期限 1月22日(金)

■問申 教育総務課 ☎32-5085

町営住宅入居者

- ①町営下高田住宅B棟
 - 場所 高田698番地5
 - 戸数 1戸
 - 建設年度 平成5年度
 - 構造 中層耐火構造3階建・戸当たりの床面積78㎡・3DK
 - 家賃 5万円
 - 敷金 家賃の3カ月分
 - 駐車場 1台目/3130円、2台目から2080円
- ②町営若道住宅B棟
 - 場所 岩道458番地
 - 戸数 4戸
 - 建設年度 平成12年度
 - 構造 中層耐火構造3階建

戸当たりの床面積78㎡・3DK

■家賃 4万6500円

■敷金 家賃の3カ月分

■駐車場 1560円/台

■入居資格 ①、②共通

・現在同居、または同居しようとする親族があること。

・入居者および同居または同居しようとする親族の前年の扶養控除を差し引いた月額所得が15万8000円以上48万7000円以下の人。

・町税を滞納していないこと。

・入居者および同居または同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

■問申 改良住宅対策室 ☎32-5079

催し・イベント

子育て支援「いちい」

鬼のお面と豆入れを作り、コロナ鬼を親子で吹き飛ばしましょう！

《節分》

■日時 1月27日(水)10時〜11時30分(受付9時30分)

■場所 町中央公民館

■対象 未就園児と保護者

■定員 15組程度

■参加費 1人100円

■申込期限 1月12日(火)まで

■持ち物 お茶(手作りおやつはありません)

■申込 申込期間内に

「ichigo_kosodate@yahoo.co.jp」(子育て支援いちい専用メール)

へ参加予定の保護者の氏名、お子さんの名前(ふりがな、年齢)、住所、連絡先(電話番号)を明記のうえ、申し込みください。

■その他 携帯電話からの申し込みの人は、パソコンからのメールを受信できるようにしてください。

■子育て支援「いちい」

代表 山内智音

☎090-2138-5340

お知らせ

水道の水質検査

11月の上水道・簡易水道の水質検査の結果は、各検査項目とも異常ありませんでした。

■水道課 ☎32-5082

固定資産税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が30%以上減少した中小事業者等に係る令和3年度固定資産税(事業用家屋および償却資産分)を軽減します。軽減措置を受けるには、事前に認定経営革新等支援機関等による確認を受け、2月1日(月)までに税務課へ申告書等を提出する必要があります。詳しくは町ホームページをご覧ください。

■税務課 ☎32-1103